

## 知的財産保護官民合同訪中代表団（実務レベル）結果報告

平成 18 年 5 月 17 日  
 国際知的財産保護フォーラム  
 第 1 プロジェクト

## 1. 実施期間・参加者・訪問先

(1) 実施期間 4月10日(月)～14日(金)

(2) 参加企業・団体

民間：(株)東芝、(社)電子情報技術産業協会(松下電器産業(株))、(株)バンダイ、(株)大興、NOK(株)、(株)カシオ計算機、クミアイ化学工業(株)、セイコーエプソン(株)、ダイキン工業(株)、(株)ニコン、本田技研工業(株)、マツダ(株)、ユニ・チャーム(株)、(有)精興園、(社)日本ベアリング工業会、(社)日本音楽著作権協会、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会、(社)農林水産先端技術産業振興センター

政府：経済産業省、特許庁、外務省、財務省、文化庁、農林水産省、(独)日本貿易振興機構

事務局：(独)日本貿易振興機構

(3) 訪問先

最高人民法院(裁判所)、最高人民検察院(検察)、公安部(警察)、商務部(全体総括)、農業部(農薬・種苗法(草本類))、海関総署(税関)、国务院法制弁公室(法案審査)、国家知識産権局(専利法(特許・実用新案・意匠))、国家工商行政管理総局商標局(商標法)、同総局公平交易局(不正競争防止法)、国家質量監督検験検疫総局(以下「質量総局」。製品品質法)、国家版權局(著作権法)、国家林業局(種苗法(木本類))

(注) 希望した全13機関と、希望した通りの日時での会談が実現。

## 2. 結果概要

(1) 中国政府に対する協力提案事項

昨年度から実施している協力事業について、各関係機関に対してその評価等を確認し、基本的に継続・拡充することとなった。

特許審査官に対する技術説明会の開催

- ・ 知識産権局から、「液晶プロジェクタ」、「液晶表示装置技術」について11月～12月開催を希望(当該協力案件は参加希望の会社で対応)。

模倣品真贋判定事例集セミナーの開催

- ・ 商標局、質量総局から、行政処分の執行を担当する地方の職員向けセミナー開催の継続、また質量総局から、我が国の品質安全規制関連法の立法、及び執行状況等についての情報交換を要請。

類似商標による侵害事例を集めた事例集の提供及びセミナーの開催

- ・ 商標局から、引き続き情報提供の要請。
- ・ 海関総署に対して、求めに応じて事例集を手交。

知的財産侵害者リストの提供

- ・ 海関総署から継続的な情報提供についての要望。
- ・ 質量総局では、自らより詳しい情報を持っており必要ないとの回答。

- 海関総署に対する（社）電子情報産業技術協会（J E I T A）等の人材育成支援
- ・ 海関総署の要請に対し、J E I T A、財務省、経済産業省が模倣品事例セミナーを開催し、協力する方向で調整中（5月末～6月開催。）

日本政府による協力について

- ・ 最高人民法院、公平交易局、法制弁公室に対し、我が国への招聘セミナーを提案し、今後実施に向け調整予定（模倣品対策・通商室）。
- ・ 工商局（公平交易局）及び質量総局との協力等に関する覚書締結については、議論を継続（模倣品対策・通商室）。
- ・ 海関総署に対し、昨年度と同程度の研修生受入方針を説明（財務省関税局）。
- ・ 国家版權局と協力して、「デジタル環境における著作権セミナー」を開催。（文化庁）

## （２） 中国政府に対する主な要請事項

我が方より取締りの強化及び制度・運用上の改善を要請し、意見交換した。刑事罰等の立法に関する事項については、中国政府・司法の関係者は、それらは全人大の所掌に属する事項であるとして、慎重な対応が目立った。

取締りの強化、再犯者対策の要請

- ・ 捜査対象重点を内外に示しつつ、各省・市のレベルで関係行政機関との連携強化に努めていること、昨年からの取締り実績が増加していること、検挙実績などをホームページで公開するなど透明性の向上に努力している、との回答（公安部）。
- ・ 行政処分と刑事処分の適用上の区別はあくまで量刑基準によるものであり、権利侵害を繰り返すとの情状を以て刑事処分の対象とすることはできない、との回答（最高人民法院）。

他人の商品のデザインを模倣する行為の禁止

- ・ 不正競争防止法改正案は、依然工商総局内で検討中（最高人民法院）。全人大での法案審議予定時期については、遅延している独占禁止法制定との関係ありとする説（商務部）ないとする（最高人民法院）両説あり。
- ・ 周知な商品形態の模倣の禁止については、保護対象にしようと考えているが、販売から間もない商品の形態模倣の禁止については、不正競争防止法での保護対象とは考えていない、との回答（公平交易局）。

権利侵害に対して実際に適用される罰金の高額化

- ・ 不正競争防止法の改正法案では、処分内容を強化している（公平交易局）。
- ・ 来年又は再来年に予定している商標法改正では、罰則の強化は考えていない（商標局）。
- ・ 製品品質法では、2000年の法改正時に既に罰則を強化済み（質量総局）。

中国専利法（特許・実用新案・意匠）における世界公知基準（他国で公知の技術等を中国において知的財産として権利化できないようにする）の採用

- ・ 専利法は2008年に第3次改正の見込み。本年5月には専利法改正案のドラフトを作成予定。本年5～6月に海外を含め様々な専門家から意見を聴取予定であり、官民合同訪中団（ハイレベル）の来訪を歓迎（知識産権局）。

個別企業の具体事例について

- イ 我が国の特定企業の特許権を侵害し中国で農薬を販売・輸出している事案につ

いて、当該侵害農薬の登録延長を停止する旨を決定する（農業部）、権利侵害事案の具体的内容を翌週以降聴取する（海関総署）との回答。

□ 我が国特定企業の著名商標との誤認を及ぼす恐れのある第三者による商標出願について、関連情報を審査部門へ情報提供し注意喚起するとの回答。また、類似事案について、我が国企業から文書による情報提供を要請（商標局）

### （３）その他

#### 香港商号問題

・短期的解決手段として、イ 権利者の個別ケースに応じた解決、ロ「2006年知的財産保護行動計画」に基づく管理規定の制定、長期的手段として、ハ 不正競争防止法改正による対応を予定している（公平交易局）

・研究テーマとして解決策を模索中（商標局）

#### 技術的保護手段（著作権関係）について

・2006年上半期に公表を予定している「情報ネットワーク伝播権保護規定」において、技術的保護手段に関する規定を盛り込む予定（著作権局）

#### 著作権管理団体による使用料の適切な徴収・分配

）中国音楽著作権協会による利用実態に即した使用料分配の実施

・日本音楽著作権協会との相互管理契約に基づく合理的解決に期待する一方、著作権局からの適切な指導を実施するとの回答。（著作権局）

）放送使用料規定の早期策定と実施

・関連政府機関（国務院・著作権局・広電総局）による策定作業のスピードアップを図りたい。年内には公表したいとの回答。（著作権局）

#### 録音録画物の新たな検査監督体制の構築

・日本の事例を参考に進めたい。方法として中国音楽著作権協会と中国音像協会との間の連携を奨励指導したいとの回答。（著作権局）

#### MTV 著作権の管理における著作者の正当な報酬の確保

・MTV 著作権の解釈について立法・司法・行政間の意見の食い違いはあるも、行政（著作権局）としては、著作者の権利が絶対に蔑ろにされてはならないという考えを今後も明確に主張していくとの回答。（著作権局）

・中国内でカラオケ訴訟が多発しており、現在研究中。受理件数も年数百件に上る状況にあり、問題の解決に非常に注目している。（最高人民法院）

#### 植物新品種保護制度の充実

・保護対象植物を拡大する方針にあるが、DNA 鑑定技術の開発が課題（農業部）。昨年発足した UPOV 91 年条約批准の研究チームは、まだ結論に至らず（国家林業局）

### 3. 今後の予定

今回の訪中結果を踏まえ要請書の内容を見直し、6月4日（日）～8日（木）の予定でハイレベルミッションを派遣。

対中協力事業を着実に実施。

（以上）